

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	明石市 軽自動車税の賦課徴収に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、軽自動車税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和8年9月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容	軽自動車税は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して賦課徴収を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ① 原動機付自転車や小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車、再交付)を受付ける。 ② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車に係る申告(登録、変更、廃車)および報告を受受する。 ③ 賦課決定及び更正を行い、税額決定通知書および納付書を発行する。 ④ 申請により、減免の決定を行う。 ⑤ 申請により、納税証明書等を発行する。 ⑥ 金融機関等からの領収済通知書(公金収納データを含む。)により、収納を確認し、消込を行う。 ⑦ 納税者からの依頼により、市税の口座振替を行う。 ⑧ 納付額について、過納・誤納が生じた場合、還付又は充当を行い、通知書を発行する。 ⑨ 納期限までに納付されなかった場合に、督促状送付や納付催告、滞納処分等の滞納整理を行う。 ⑩ 納税通知書等の電子通知希望申請
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	① 課税対象車両管理機能 賦課期日現在において、課税対象となる車両及び納税義務者に関する情報を管理する機能。 ② 課税情報管理機能 賦課決定及び賦課更正に係る情報を管理し、税額決定通知書および納付書発行機能。 ③ 帳票発行機能 納税証明書、継続検査用納税証明書、標識交付証明書、廃車証明書、還付充当通知書、督促状等を発行する機能。 ④ 統計機能 調定表・統計資料・決算資料を作成する機能。 ⑤ 宛名情報管理機能 住民基本台帳情報及び住民登録外情報の異動データを連携し、最新の宛名情報を保持・照会する機能。 ⑥ 収納消込情報管理機能 軽自動車税にかかる調定、収納、還付・充当、口座振替等の情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	① 宛名情報・収納消込情報管理機能 軽自動車税システムとデータ連携し、宛名、調定、収納、還付・充当、口座振替等の情報を管理する機能。 ② 帳票発行管理機能 催告書、納付書、財産調査・滞納処分等の滞納整理にかかる帳票を発行する機能。 ③ 統計機能 滞納者一覧や滞納処分、徴収猶予・換価猶予等の各種集計表・決算関連資料の作成を行う機能。 ④ 財産調査機能 実態調査、財産調査を行い、調査により判明した情報を管理する機能。 ⑤ 滞納整理機能 滞納処分情報、徴収猶予・換価猶予情報、折衝記録等の滞納整理情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム3	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。 ② 団体内宛名番号（以下「宛名コード」という。）付番、登録機能 住登外者の住所、氏名等の登録を行った際に、本市で利用する宛名コードを付番、登録する機能。 ③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の情報を修正する機能。 ④ 送付先情報登録機能 各事務における書類送付先、特定宛先人（納税管理人、相続人代表者等）の情報を登録・修正する機能。 ⑤ 宛名コード関連付け機能 同一人に対して複数の宛名コードが存在する場合、1つの宛名コードに情報を関連付ける機能。 ⑥ 個人番号管理機能 宛名コードに対する個人番号を管理する機能。 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 国民年金システム、学齢簿システム、就学援助システム ）

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（宛名システム等と同義）
②システムの機能	① 宛名管理機能 個人番号で同一人判定を行い、団体内統合宛名番号（以下「統合宛名番号」という。）を採番し、管理する機能。 ② 情報提供機能 各事務の情報を中間サーバーに連携する機能。 ③ 情報照会機能 個人コードで対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（中間サーバー、各事務システム（パッケージシステム））
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	① 本人確認 申告書等の受付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する機能。 ② 本人確認情報検索 統合端末において入力された5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日）の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③ 機構への情報照会 全国サーバに対して個人番号又は5情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム6	
①システムの名称	共通基盤システム（庁内連携システムと同義）
②システムの機能	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 ア 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 イ 標準準拠システムに移行した各事務システムとのデータ連携について、ガバメントクラウド上で連携データを格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（各事務システム（パッケージシステム））

システム7	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	納税者からは相続人代表届出等の税申告を、金融機関等からは納税者が納付した納付情報管理データを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受信し、管理する。 軽自動車税システムからは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて納付書情報を送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンター(eLTAX))
システム8	
①システムの名称	軽OSS連携システム(eLTAX)
②システムの機能	納税者からの税申告情報を国交省または軽自動車検査協会のOSS-IFシステムを通じて受信し、管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (国交省および軽自動車検査協会のOSS-IFシステム)

システム9		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	① 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ② 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ③ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ④ 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥ 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ⑦ データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ セキュリティ管理機能 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 ⑨ 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ⑩ システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。 ⑪ 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報（連携情報）及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 ⑫ お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他	
システム10		
①システムの名称	通知IFS（eLTAX）	
②システムの機能	① 通知IFSへのログイン ② 税目利用設定・アカウント権限設定 ③ 電子通知希望申請／取消申請受付 ④ 電子通知希望申請／取消申請情報取得 ⑤ 電子通知作成不可事由登録／取消申請確認結果登録 ⑥ 電子通知データ管理 ⑦ 電子通知データ送信 ⑧ 電子化対象帳票PDF化 ⑨ 電子通知対象者現況確認情報管理 ⑩ アップロード済通知データ情報出力 ⑪ リマインド通知 ⑫ 操作ログ管理 ⑬ メッセージ管理 ⑭ 処理結果管理	

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (通知ポータル(eLTAX))
システム11	
①システムの名称	地方税外部連携システム(eLTAX)
②システムの機能	地方団体とLGWAN接続にて、電子的に照会・回答および回送する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、市税滞納管理ファイル、公金受取口座情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条 ・明石市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第34号）第4条 別表の項番8
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条項番48
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局税務室（市民税課、税制課、納税課）
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※		[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		市内を主たる定置場所とする又は定置場所としていた軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型特殊二輪車・三輪以上の軽自動車)に係る所有者・使用者・納税義務者及びその書類送付先設定者。また、減免申請にかかる者。	
	その必要性	軽自動車税の適正な課税事務のために、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目		[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	(※)軽自動車税情報ファイルに個人番号は保有しないが、軽自動車税システムにおいて、個人コードと紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報ファイルとして定義している。 <識別情報> ・対象者を正確に特定するために記録する。 <連絡先等情報> ・税額通知の送付先の把握、減免適用判定のために記録する。 <業務関係情報> ① 地方税関係情報:対象車両の特定及び軽自動車税を賦課決定・賦課更正するために記録し、納税通知・証明書等を発行するために記録する。 ② 障害者福祉関係情報:障害減免の適用判定のために記録する。	
	全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日		平成27年10月5日	
⑥事務担当部署		総務局税務室市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、障害福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方税共同機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (一般社団法人全国軽自動車協会連合会兵庫事務所) ☐ その他 (兵庫県市長会)
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN(eLTAX))
③使用目的 ※		軽自動車税の適正な賦課・収納事務を効率的に行う。証明書の発行を行う。
④使用の主体	使用部署	市民税課、あかし総合窓口、各市民センター、各サービスコーナー(証明書業務)
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		① 車両情報等の管理 ・原動機付自転車や小型特殊自動車の登録管理 ・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の登録管理 ・車両等登録状況と税申告書を照合し、調査・修正を行う。 ② 軽自動車税の賦課事務 ・賦課期日における車両情報より軽自動車税を賦課決定し、納税通知書および納付書を発行する。 ・納税義務者からの申告等がなされた場合には、賦課更正を行う。 ・申告住所に該当者が見当たらない場合に、住民基本台帳ネットワークシステムにて、該当者の最新住所を調査する。 ③ 軽自動車税減免 ・車両情報、世帯情報、福祉関係情報を基に減免申請の判定を行う。 ④ 課税資料の收受・転送 ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会兵庫事務所経由で收受した当市の税申告書のうち、審査の結果他自治体で課税となる資料を回送する。 ⑤ 各種証明書の発行 ・交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書等を発行する ⑥ 他市課税から当市課税となる車両について、各自治体へ通知する
情報の突合		賦課資料情報と住民票関係情報、福祉関係情報、他自治体または情報提供ネットワークシステムから入手した情報を突合して賦課決定等を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件
委託事項1		明石市個人市県民税等システム構築・運用業務
①委託内容		・軽自動車税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う軽自動車税システムの改修
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	軽自動車税課税システムの運用保守業務
委託事項2		明石市共通管理系システム構築・運用業務委託
①委託内容		共通基盤システム及び共通管理系システムの保守・運用業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通グループ明石市共通管理系システム構築・運用業務共同事業体
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	共通基盤システム等の保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。
委託事項3		税系システム標準準拠システム導入業務委託
①委託内容		・標準準拠システムの構築業務 ・ガバメントクラウド上での環境構築業務 ・ガバメントクラウド運用管理補助業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	標準準拠の税系システム構築作業

委託事項4		兵庫県市長会軽自動車税申告事務委託業務	
①委託内容		軽自動車税申告書の受理・審査および各自治体への回送	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		兵庫県市長会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会兵庫事務所	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		三つ折り葉書(督促状等)印刷製本及び圧着加工業務委託	
①委託内容		納税義務者に送付する葉書の印刷物作成及び圧着加工業務	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		東洋印刷株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6		軽自動車税納税通知書等の封入・封緘業務	
①委託内容		軽自動車税を決定することとなった者に対して出力し、送付する納税通知書の封入・封緘業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		塚田印刷株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☒ 移転を行っている (2) 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先1	生活福祉課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の項番23、項番95 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁、総務省令第8号)表(1項)
②移転先における用途	・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付、配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	軽自動車税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」に挙げた事務に関する対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (本市事務室における端末操作) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度。賦課決定の都度。

移転先2	納税課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の項番24 ・番号法第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	軽自動車税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」に挙げた事務に関する対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<軽自動車税システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」という。)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でデータ保管していることの条件を満たしている。 ・特定個人情報はクラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <団体内統合宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 <紙、電子記録媒体における措置> ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。 <審査システム(eLTAX)、通知IFS(eLTAX)における措置> ・サーバーは地方税共同機構内のデータセンターに設置しており、本市においては当該サーバーへのアクセス権限を有する端末のみ使用している。
7. 備考	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
市税滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税における滞納情報を有する対象者
その必要性	滞納整理事務に必要な調査・照会を行う際に、個人番号を利用するため
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	＜識別情報＞ ① 対象者を正確に特定するために記録する。 ＜連絡先等情報＞ ① 5情報、連絡先: 本人との連絡に使用するため。 ② その他住民票関係情報: 家族関係、死亡又は相続の確認のため。 ＜業務関係情報＞ ① 国税関係情報、地方税関係情報: 課税状況、収納・滞納状況、収入財産状況を把握するため。 ② 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護関連の情報に基づき、執行停止などの措置を講じるため。 ③ 雇用・労働関係情報・年金関係情報: 本人の収入・連絡先などを把握するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務局税務室納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、資産税課、生活福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金支払者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、金融機関、生命保険等の事業者 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 対象者本人や関係者からの聞き取り及び、LGWAN(金融機関)など ）
③使用目的 ※		滞納整理事務に係る調査、照会
④使用の主体	使用部署	納税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		滞納整理事務に係る調査・照会 ・本人、本市他部署、官公署及び民間事業者に対する調査・照会に利用する。
	情報の突合	① 滞納整理事務のための調査 入手した情報について、対象者に係る本市保有情報と突合して正確に対象者を特定する。 ② 滞納処分の執行に係る業務 入手した情報と市保有の情報を突合して事実関係等を確認する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件)
委託事項1		明石市個人市県民税等システム構築・運用業務
①委託内容		・滞納整理システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う滞納整理システムの改修
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	滞納整理システムの運用保守業務
委託事項2		三つ折り葉書(督促状等)印刷製本及び圧着加工業務委託
①委託内容		納税義務者に送付する葉書の印刷物作成及び圧着加工業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		東洋印刷株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		税系システム標準準拠システム導入業務委託
①委託内容		・標準準拠システムの構築業務 ・ガバメントクラウド上での環境構築業務 ・ガバメントクラウド運用管理補助業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	標準準拠の税系システム構築作業

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	国税庁長官、都道府県知事、市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税、地方税に関する事務
③提供する情報	軽自動車税滞納情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税における滞納情報を有する対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のある都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	＜滞納整理システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でのデータ保管を条件としていることの条件を満たしている。 ・特定個人情報とはクラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ＜紙、電子記録媒体における措置＞ ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。
---------------	---

7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
公金受取口座情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市税還付金請求権者のうち公金受取口座への還付を希望する者
その必要性	還付金振込口座を正確に特定し還付業務を効率的に行うため
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録関係情報)
その妥当性	＜識別情報＞ ① 対象者を正確に特定するために記録する。 ＜連絡先等情報＞ ① 5情報、連絡先:本人との連絡に使用するため。 ② その他住民票関係情報:家族関係、死亡又は相続の確認や還付事務のため。 ＜業務関係情報＞ ① 口座登録情報については、還付事務のため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和5年10月1日
⑥事務担当部署	総務局税務室税制課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN回線)
③使用目的 ※		正確かつ円滑な還付事務実施のため。
④使用の主体	使用部署	税制課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		市税等の還付に関する事務 ・還付金請求権者の意思表示に基づき、公金受取口座を把握し当該口座に還付するために使用。
	情報の突合	入手した情報について、対象者に係る本市保有情報と突合して正確に対象者を特定する。
⑥使用開始日		令和5年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		個人市県民税等システム構築・運用業務
①委託内容		・収納消込システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う収納消込システムの改修
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	収納システムの運用保守業務
委託事項2		番号連携サーバ等維持管理業務委託
①委託内容		団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)の保守・運用業務
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社 関西支社(兵庫)
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		明石市共通管理系システム構築・運用業務委託
①委託内容		共通基盤システム及び共通管理系システムの保守・運用業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通グループ明石市共通管理系システム構築・運用業務共同事業体
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	共通基盤システム等の保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。

委託事項4		税系システム標準準拠システム導入業務委託	
①委託内容		・標準準拠システムの構築業務 ・ガバメントクラウド上での環境構築業務 ・ガバメントクラウド運用管理補助業務	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑥再委託事項	標準準拠の税系システム構築作業	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※		<軽自動車税システム(公金受取口座情報を管理するシステムとして同義。)、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でのデータ保管を条件としていることの条件を満たしている。 ・特定個人情報はクラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <団体内統合宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 <紙、電子記録媒体における措置> ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。	
7. 備考			
—			

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【軽自動車税情報ファイル】

1. 車両情報

1自治体コード、2車両登録キー、3履歴番号、4サブ履歴番号、5初期登録業務日時、6更新業務日時、7更新システム日時、8更新コンピュータ名、9更新ユーザID、10有効フラグ、11決裁状態、12旧自治体コード、13有効履歴フラグ、14標識番号車種、15標識番号分類、16標識番号カナ、17標識番号番号、18異動年月日、19異動事由コード、20課税コード、21旧課税コード、22管内未納フラグ、23義務者個人番号、24所有権留保コード、25所有者個人番号、26車名、27型式、28年式、29車台番号、30原動機型式、31総排気量、32総排気量単位、33取得事由コード、34取得年月日、35廃車事由コード、36廃車年月日、37譲受者個人番号、38整理番号、39型式認定番号、40定置場郵便番号、41定置場住所コード、42定置場住所、43定置場地番、44定置場方書、45使用者情報、46使用者個人番号、47使用者氏名カナ、48使用者氏名漢字、49使用者入力住所、50使用者方書、51使用者生年月日、52使用者電話番号、53届出者個人番号、54届出者氏名カナ、55届出者氏名漢字、56届出者入力住所、57届出者方書、58届出者生年月日、59届出者電話番号、60届出年月日、61標識返納コード、62未返納コード、63未返納その他、64未返納詳細、65標識返納年月日、66他自標識番号車種、67他自標識番号分類、68他自標識番号分類漢字、69他自標識番号カナ、70他自標識番号カナ漢字、71他自標識番号番号、72他自標識番号表示、73所有形態コード、74所有形態その他、75納税義務者区分、76盗難届届出年月日、77盗難届被害年月日、78盗難届警察、79盗難届交番、80盗難届受理番号、81総排気量数値、82取得その他、83廃車その他、84修正その他、85処理番号、86初度検査年月、87燃料の種類コード、88税率特例、89軽自動車用用途、90自家用事業用別、91H27燃費基準達成車情報コード、92H32燃費基準達成車情報コード、93重課判定情報、94軽課判定情報、95予備1、96予備2、97予備項目1、98申告書受付番号、99軽OSS車体の形状、100キックボート長さ、101キックボート幅、102最高速度、103通称名、104被けん引車両該当区分、105被けん引車両車輪数、106弁償金額、107弁償金支払年月日、108弁償金支払い有無、109課税保留開始年月日、110課税保留開始事由、111課税保留終了年月日、112課税保留終了事由、113課税保留調査結果、114審査結果、115審査結果事由、116転入前地方団体コード、117課税物件異動通知書発送日、118経年車重課対象区分、119最高出力、120電子通知希望有無

2. 他市町村車両情報

1自治体コード、2他自車両登録キー、3履歴番号、4サブ履歴番号、5初期登録業務日時、6更新業務日時、7更新システム日時、8更新コンピュータ名、9更新ユーザID、10有効フラグ、11決裁状態、12旧自治体コード、13有効履歴フラグ、14標識番号車種、15標識番号分類、16標識番号カナ、17標識番号番号、18標識番号分類漢字、19標識番号カナ漢字、20表示方法、21申告年月日、22異動年月日、23異動事由コード、24異動事由その他、25課税コード、26旧課税コード、27管内未納フラグ、28義務者個人番号、29所有権留保コード、30所有者個人番号、31所有者氏名カナ、32所有者氏名漢字、33所有者入力住所、34所有者方書、35所有者生年月日、36所有者電話番号、37車名、38型式、39年式、40車台番号、41原動機型式、42総排気量、43総排気量単位、44取得事由コード、45取得年月日、46廃車事由コード、47廃車年月日、48譲受者個人番号、49整理番号、50型式認定番号、51定置場郵便番号、52定置場住所コード、53定置場住所、54定置場地番、55定置場方書、56使用者情報、57使用者個人番号、58使用者氏名カナ、59使用者氏名漢字、60使用者入力住所、61使用者方書、62使用者生年月日、63使用者電話番号、64届出者個人番号、65届出者氏名カナ、66届出者氏名漢字、67届出者入力住所、68届出者方書、69届出者生年月日、70届出者電話番号、71届出年月日、72標識返納コード、73未返納コード、74未返納その他、75未返納詳細、76標識返納年月日、77納税義務者区分、78所有形態コード、79所有形態その他、80総排気量数値、81取得その他、82廃車その他、83修正その他、84処理番号、85キックボート長さ、86キックボート幅、87最高速度、88軽自車体の形状、89通称名、90被けん引車両該当区分、91被けん引車両車輪数、92転入前地方団体コード、93課税物件異動通知書発送日

3. 賦課情報

1自治体コード、2税目コード、3課税対象年度、4通知書番号、5履歴番号、6サブ履歴番号、7初期登録業務日時、8更新業務日時、9更新システム日時、10更新コンピュータ名、11更新ユーザID、12有効フラグ、13決裁状態、14旧自治体コード、15義務者個人番号、16車両登録キー、17標識番号漢字、18標識番号車種、19標識番号分類、20標識番号カナ、21標識番号番号、22車台番号、23課税コード、24年税額、25減免税額、26賦課税額、27納期1、28課税年度1、29納期限1、30差引税額1、31納期2、32課税年度2、33納期限2、34差引税額2、35納期3、36課税年度3、37納期限3、38差引税額3、39更正年月日、40更正事由コード、41車両履歴番号、42連番、43サブ連番、44処理番号、45更正番号、46決議番号、47初度検査年月、48燃料の種類コード、49経過年数、50税率判定区分、51税率特例、52審査結果、53審査結果事由、54経年車重課対象区分

4. 減免税情報

1自治体コード、2車両登録キー、3履歴番号、4サブ履歴番号、5初期登録業務日時、6更新業務日時、7更新システム日時、8更新コンピュータ名、9更新ユーザID、10有効フラグ、11決裁状態、12旧自治体コード、13車両履歴番号、14車両サブ履歴番号、15減免対象年度、16減免種別コード、17減免申請理由、18減免対象者個人番号、19減免対象者世帯番号、20減免対象者入力住所、21減免対象者方書、22減免対象者氏名カナ、23減免対象者氏名漢字、24減免対象者生年月日、25減免対象者電話番号、26障害名程度、27手帳番号、28手帳証明書名称、29手帳交付日、30運転者個人番号、31運転者世帯番号、32運転者続柄、33運転者入力住所、34運転者方書、35運転者氏名カナ、36運転者氏名漢字、37運転者生年月日、38運転者電話番号、39免許証番号、40免許証有効期限、41免許証種類、42免許証条件等、43減免割合コード、44減免審査結果、45減免審査結果事由

5. 市税収納消込情報

1.自治体コード、2.識別番号(宛名番号及び個人番号)、3.履歴番号、4.サブ履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.現居住地区コード、14.使用業務コード、15.同定フラグ、16.住民区分、17.住民日、18.住民届出日、19.住定日、20.実定日、21.個人法人区分、22.法人種別区分、23.共有者フラグ、24.世帯番号、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.氏名カナ、28.氏名漢字、29.編集済氏名カナ、30.編集済氏名漢字、31.旧氏名カナ、32.旧氏名漢字、33.検索用氏名カナ、34.検索用氏名漢字、35.検索用旧氏名カナ、36.検索用旧氏名漢字、37.国籍コード、38.現住所郵便番号、39.現住所コード、40.現住所県名付加区分、41.現住所、42.現住所地番、43.現住所方書カナ、44.現住所方書漢字、45.現住所部屋番号、46.現住所前漢字地番数値、47.現住所地番数値1、48.現住所地番数値2、49.現住所地番数値3、50.現住所後漢字地番数値、51.現住所行政区コード、52.現住所自治会コード、53.現住所町内会コード、54.現住所小学校区コード、55.現住所中学校区コード、56.本籍地住所、57.転出先郵便番号、58.転出先住所コード、59.転出先住所、60.転出先地番、61.転出先方書カナ、62.転出先方書漢字、63.転出先部屋番号、64.転出先前漢字地番数値、65.転出先地番数値1、66.転出先地番数値2、67.転出先地番数値3、68.転出先後漢字地番数値、69.転入前住所郵便番号、70.転入前住所コード、71.転入前住所、72.転入前住所地番、73.転入前住所方書カナ、74.転入前住所方書漢字、75.転入前部屋番号、76.宛名郵便番号、77.宛名住所コード、78.宛名県名付加区分、79.宛名住所、80.宛名地番、81.宛名方書カナ、82.宛名方書漢字、83.宛名部屋番号、84.宛名前漢字地番数値、85.宛名地番数値1、86.宛名地番数値2、87.宛名地番数値3、88.宛名後漢字地番数値、89.宛名行政区コード、90.宛名自治会コード、91.宛名町内会コード、92.宛名小学校区コード、93.宛名中学校区コード、94.宛名住所変更フラグ、95.生年月日、96.生年月日不詳フラグ、97.元号フラグ、98.性別区分、99.続柄コード、100.続柄名称漢字、101.外国人通称氏名カナ、102.外国人通称氏名漢字、103.外国人本名カナ、104.外国人本名漢字、105.宛名消除区分、106.亡者フラグ、107.宛名異動事由コード、108.異動日、109.異動届出日、110.宛名増減事由コード、111.増減異動日、112.記載順位、113.混合世帯番号、114.任意世帯番号、115.親事業所コード、116.特徴指定番号、117.共有者人数、118.法人代表者氏名漢字、119.登

録資格区分、120.個人履歴番号、121.宛名ソトキ、122.電話番号ID、123.電話番号、124.編集電話番号、125.公開所属ID、126.電話番号区分、127.ユーザ名、128.所属名、129.業務ID、130.備考_60、131.税目コード、132.口座登録区分、133.申込年月日、134.振替区分、135.開始年月日、136.廃止年月日、137.口座停止日、138.停止解除日、139.銀行コード、140.支店コード、141.口座番号、142.通帳番号末番、143.預金種別区分、144.名義人カナ、145.名義人漢字、146.掲載希望区分、147.口座優先区分、148.備考_160、149.ソト順、150.納管人個人番号、151.納管人区分、152.納管人開始年月日、153.納管人終了年月日、154.送付開始年月日、155.送付終了年月日、156.送付先氏名カナ、157.送付先氏名漢字、158.送付先郵便番号、159.送付先住所コード、160.送付先住所、161.送付先住所地番、162.送付先方書カナ、163.送付先方書漢字、164.送付先部屋番号、165.送付先前漢字地番数値、166.送付先地番数値1、167.送付先地番数値2、168.送付先地番数値3、169.送付先後漢字地番数値、170.送付先行政区コード、171.法人番号、172.システム内統合宛名番号、173.情報提供フラグ、174.収納キ-1、175.収納キ-2、176.賦課年度、177.対象年度、178.通知書番号、179.期別コード、180.事業年度開始年月日、181.事業年度終了年月日、182.申告区分コード、183.連番、184.期割区分、185.調定年度、186.会計年度、187.前納報奨金、188.車両登録キ-、189.車検区分コード、190.減免コード、191.期別調定額、192.期別収納額、193.延滞金調定額、194.延滞金収納額、195.督促料調定額、196.督促料収納額、197.納期限、198.繰上前納期限、199.納期変更フラグ、200.収納年月日、201.領収年月日、202.繰越時調定額、203.繰越時収納額、204.繰越調定額、205.繰越年月日、206.不納欠損額、207.表示用税目コード、208.表示用期月、209.随期フラグ、210.更正回数、211.収納回数、212.還付回数、213.充当回数、214.口振不能回数、215.納通返戻設定カウンタ、216.納通返戻設定年月日、217.督促返戻設定カウンタ、218.督促返戻設定年月日、219.納通発送年月日、220.督促発行年月日、221.更正年月日、222.国税更正年月日、223.更正届出年月日、224.更正請求年月日、225.更正通知年月日、226.過誤納金発生事由コード、227.法定納期限等、228.法定納期限、229.業務固有キ-、230.漢字業務固有キ-、231.申告年月日、232.調定年月日、233.延長月数、234.重加算対象税額、235.納税計画対象額、236.納税計画状態コード、237.納税計画カウンタ、238.執行停止カウンタ、239.不納欠損カウンタ、240.差押カウンタ、241.参加差押カウンタ、242.交付要求カウンタ、243.繰上徴収カウンタ、244.その他処分カウンタ、245.徴収猶予カウンタ、246.換価猶予カウンタ、247.滞納整理組合カウンタ、248.納税承継カウンタ、249.督促停止カウンタ、250.催告停止カウンタ、251.納通公示カウンタ、252.督促公示カウンタ、253.電話催告停止カウンタ、254.時効中断年月日

【市税滞納管理ファイル】

1. 宛名情報

1.識別番号(宛名番号及び個人番号)、2.住民区分、3.通知書番号、4.リンク番号、5.一元区分、6.世帯番号、7.主従区分、8.主担当者コード、9.主担当者変更事由、10.予定金額、11.事業種目コード、12.付箋内容コード、13.件名、14.住所、15.住所コード、16.住所外字フラグ、17.住所履歴連番、18.住所超過フラグ、19.住民区分、20.使用区分、21.備考、22.優先順位、23.入力区分、24.出張担当フラグ、25.出張担当者コード、26.出張担当者変更事由、27.前回入力区分、28.前回基準日、29.前回期限、30.前回滞納区分、31.前回設定日、32.副担当者コード、33.副担当者変更事由、34.勤務先リンク番号、35.勤務先入力区分、36.勤務先連番、37.口座名義人カナ、38.口座番号、39.口座連番、40.号枝番、41.名寄リンク番号、42.名称清音カナ、43.国籍コード、44.地図区分、45.地図巻コード、46.地図年度、47.地図番号、48.地図頁、49.基準日、50.外国人名カナ、51.外国人本名、52.子々番、53.子番、54.宛名、55.宛名カナ、56.宛名外字フラグ、57.宛名超過フラグ、58.対象課税終了年度、59.対象課税開始年度、60.就職日、61.性別コード、62.戸籍連番、63.担当割地区コード、64.拠点コード、65.支店コード、66.数値1、67.数値2、68.数値3、69.数値4、70.数値5、71.文字1、72.文字10、73.文字2、74.文字3、75.文字4、76.文字5、77.文字6、78.文字7、79.文字8、80.文字9、81.方書、82.日付1、83.日付2、84.日付3、85.日付4、86.日付5、87.日本語1、88.日本語2、89.日本語3、90.日本語4、91.日本語5、92.時刻、93.更新ユーザID、94.更新ユーザーID、95.更新日時、96.更新画面ID、97.更新端末名、98.有効フラグ、99.期限、100.本籍地、101.機能処理番号、102.機能種類コード、103.死亡日、104.法人名、105.法人名カナ、106.注意事項コード、107.消除事由、108.消除日、109.滞納事由、110.滞納区分、111.滞納科目コード1、112.滞納科目コード10、113.滞納科目コード11、114.滞納科目コード12、115.滞納科目コード13、116.滞納科目コード14、117.滞納科目コード15、118.滞納科目コード2、119.滞納科目コード3、120.滞納科目コード4、121.滞納科目コード5、122.滞納科目コード6、123.滞納科目コード7、124.滞納科目コード8、125.滞納科目コード9、126.滞納金額、127.照会印刷除外フラグ、128.特別事由、129.特別区分、130.特記メモ、131.特記事項、132.生保廃止日、133.生保開始日、134.生年月日、135.町コード、136.画像用途コード、137.画像種類コード、138.番地番、139.異動事由、140.異動日、141.発行制限区分、142.発行機能コード、143.登録事由、144.登録日、145.確定延滞金、146.科目、147.筆頭者名、148.約束内容コード、149.約束履行有無、150.約束日、151.約束時刻、152.約束連番、153.納付種類コード、154.納税組合コード、155.終了日、156.続柄コード、157.職業コード、158.自治省コード、159.色コード、160.行政区コード、161.記録日、162.記録時刻、163.設定日、164.設定者ID、165.詳細連番、166.調査日、167.返戻フラグ、168.退職日、169.送付先リンク番号、170.送付先区分、171.送付先名、172.送付先カナ、173.送付先外字フラグ、174.送付先超過フラグ、175.送付先連番、176.通称名、177.通称名カナ、178.連絡先コード、179.連絡先内容、180.連絡先名、181.連絡先種類コード、182.連絡先連番、183.郵便番号、184.金融機関コード、185.開始日、186.関連種類コード、187.関連者リンク番号、188.預金種別コード、189.DV区分

2. 期別情報

1.コンビバーコード、2.データ区分、3.完納フラグ、4.申告区分、5.科目、6.通知書番号、7.リンク番号、8.事由発生日、9.作成日、10.修正延滞金、11.修正督促手数料、12.修正調定額、13.停止種類コード、14.催告延長期限、15.入力区分、16.内数種類コード、17.処分連番、18.処理拠点コード、19.収納履歴連番、20.収納延滞金、21.収納方法コード、22.収納日、23.収納督促手数料、24.収納連番、25.収納額、26.口座不能フラグ、27.執行停止時効完成日、28.執行停止時効起算日、29.完納フラグ、30.延滞金、31.延滞金起算日、32.指示順序、33.支店コード、34.数値1、35.数値2、36.数値3、37.数値4、38.数値5、39.文字1、40.文字10、41.文字2、42.文字3、43.文字4、44.文字5、45.文字6、46.文字7、47.文字8、48.文字9、49.日本語1、50.日本語2、51.日本語3、52.日本語4、53.日本語5、54.時効事由、55.時効完成日、56.時効履歴連番、57.時効起算日、58.更新ユーザID、59.更新ユーザーID、60.更新日時、61.更新画面ID、62.更新端末名、63.更正延滞金、64.最終収納日、65.最終領収日、66.期、67.根拠法令等、68.機能処理番号、69.機能種類コード、70.欠損事由、71.欠損年度、72.欠損理由、73.欠損理由詳細、74.欠損督促手数料、75.欠損確定日、76.欠損種類コード、77.欠損調定額、78.活動・調査事項、79.消込日、80.消込管理番号、81.申告区分、82.発行年度、83.発送予定日、84.発送内容コード、85.発送種類コード、86.相当年度、87.督促手数料、88.督促状指定納期限、89.督促発送期限、90.督促停止連番、91.確定延滞金、92.確定延滞金有無、93.科目、94.納付延滞金、95.納付書番号、96.納付書番号内連番、97.納付督促手数料、98.納付金額、99.納期限、100.納税組合コード、101.累計収納額、102.累計延滞金、103.累計督促手数料、104.終了日、105.経過記録連番、106.設定日、107.調定額、108.資格番号、109.賦課年度、110.賦課拠点コード、111.返戻経過記録連番、112.通知書番号、113.速報データ区分、114.金融機関コード、115.開始日、116.集合通知書番号、117.領収日、118.領収時刻

3. 経過記録情報

1.イメージデータID、2.リンク番号、3.交渉結果コード、4.件名、5.処理拠点コード、6.区分1、7.区分2、8.区分3、9.場所コード、10.帳票公示送達日、11.帳票公示送達状況コード、12.帳票再転送日、13.帳票回答有無、14.帳票延滞金計算日、15.帳票発送日、16.帳票種類コード、17.帳票調査日、18.帳票返戻日、19.帳票返戻解除日、20.担当者コード、21.担当者名、22.接触フラグ、23.日付1、24.日付2、25.更新ユーザID、26.更新日時、27.更新画面ID、28.更新端末名、29.画像種類コード、30.相手コード、31.経過内容、32.経過内容コード、33.経過種別コード、34.経過記録連番、35.記録日、36.記録時刻、37.記録詳細、38.重要表示フラグ

4. 分納情報

1.リンク番号、2.一回分金額、3.一括送付回数、4.備考、5.備考コード、6.内数種類コード、7.内訳連番、8.処理拠点コード、9.分納入金額、10.分納取消日、11.分納回数、12.分納対象区分、13.分納連番、14.分納開始年月、15.加算月A、16.加算月B、17.加算開始年A、18.加算開始年B、19.加算額A、20.加算額B、21.収納連番、22.口座名義人カナ、23.口座番号、24.回数、25.完納日、26.対応コード、27.履行判断区分、28.履行区分、29.年度機能処理番号、30.延滞金区分、31.延滞金計算フラグ、32.延滞金計算日、33.当初回数、34.担当者コード、35.担当者名、36.支店コード、37.日付区分、38.更新ユーザID、39.更新日時、40.更新画面ID、41.更新端末名、42.月間隔、43.本日入金額、44.決裁日、45.消込区分、46.現誓約フラグ、47.発行回数、48.発行日、49.督促フラグ、50.端数処理区分、51.管理番号、52.約束管理フラグ、53.納付予定日、54.納付合計額、55.納付延滞金、56.納付書番号、57.納付督促手数料、58.納付約束時刻、59.納付額、60.累計納付額、61.経過記録連番、62.計算方法区分、63.誓約日、64.資料番号、65.金融機関コード、66.預金種別コード

5. 延滞金減免情報

1.リンク番号,2.作成機能区分,3.処分連番,4.処理拠点コード,5.収納連番,6.延滞金減免連番,7.文書番号,8.文書番号年,9.更新ユーザID,10.更新日時,11.更新画面ID,12.更新端末名,13.機能種類コード,14.決裁事項内容,15.決裁日,16.決裁減免区分,17.決裁減免率,18.減免後延滞金,19.減免申請理由内容,20.減免終了日,21.減免開始日,22.申請日,23.申請減免区分,24.申請減免率,25.調査日

6. 納付受託情報

1.リンク番号,2.備考,3.内数種類コード,4.内訳連番,5.処理拠点コード,6.券面金額,7.収納連番,8.取消日,9.取立費用額,10.受託日,11.完了日,12.年度機能処理番号,13.延滞金区分,14.延滞金計算フラグ,15.延滞金計算日,16.担当者コード,17.担当者名,18.振出人名,19.振出地,20.振出日,21.支払人名,22.支払地,23.支払期日,24.更新ユーザID,25.更新日時,26.更新画面ID,27.更新端末名,28.決裁日,29.消込区分,30.督促フラグ,31.納付受託連番,32.納付合計額,33.納付延滞金,34.納付書番号,35.納付督促手数料,36.納付額,37.納期限,38.記号番号,39.証券種類コード

7. 入金情報

1.入金延滞金,2.入金日,3.入金督促手数料,4.入金納付書番号,5.入金納付書番号内連番,6.入金額,7.内数種類コード,8.収納履歴連番,9.収納方法コード,10.収納連番,11.取消フラグ,12.延滞金計算日,13.復命書印刷フラグ,14.担当者コード,15.担当者名,16.時効履歴連番,17.更新ユーザID,18.更新日時,19.更新画面ID,20.更新端末名,21.納付書印刷フラグ,22.経過記録連番,23.領収書番号

8. 債務承認情報

1.リンク番号,2.備考,3.内数種類コード,4.内訳連番,5.処理拠点コード,6.券面金額,7.収納連番,8.取消日,9.取立費用額,10.受託日,11.完了日,12.年度機能処理番号,13.延滞金区分,14.延滞金計算フラグ,15.延滞金計算日,16.担当者コード,17.担当者名,18.振出人名,19.振出地,20.振出日,21.支払人名,22.支払地,23.支払期日,24.更新ユーザID,25.更新日時,26.更新画面ID,27.更新端末名,28.決裁日,29.消込区分,30.督促フラグ,31.納付受託連番,32.納付合計額,33.納付延滞金,34.納付書番号,35.納付督促手数料,36.納付額,37.納期限,38.記号番号,39.証券種類コード

1.入金延滞金,2.入金日,3.入金督促手数料,4.入金納付書番号,5.入金納付書番号内連番,6.入金額,7.内数種類コード,8.収納履歴連番,9.収納方法コード,10.収納連番,11.取消フラグ,12.延滞金計算日,13.復命書印刷フラグ,14.担当者コード,15.担当者名,16.時効履歴連番,17.更新ユーザID,18.更新日時,19.更新画面ID,20.更新端末名,21.納付書印刷フラグ,22.経過記録連番,23.領収書番号

8. 債務承認情報 1.リンク番号,2.備考,3.債務承認連番,4.内数種類コード,5.内訳連番,6.収納連番,7.対応者,8.対応者コード,9.延滞金,10.延滞金計算フラグ,11.延滞金計算日,12.更新ユーザID,13.更新日時,14.更新画面ID,15.更新端末名,16.未到来フラグ,17.機能種類コード,18.決裁日,19.督促フラグ,20.督促手数料,21.納付額,22.納期限,23.累計収納額,24.累計延滞金,25.累計督促手数料,26.要すフラグ,27.調定額,28.調査日,29.起案日

9. 調査情報

1.データ照会連番,2.リンク番号,3.丁目,4.住所,5.備考,6.内容,7.勤務先連番,8.名称,9.回答メモ,10.回答日,11.地番,12.更新ユーザID,13.更新日時,14.更新画面ID,15.更新端末名,16.照会先番号,17.照会区分,18.照会文書連番,19.照会日,20.照会状況区分,21.照会種類コード,22.町村,23.登録担当者コード,24.登録日,25.種別コード,26.自治省コード,27.詳細連番,28.調査予定区分,29.調査予定対象連番,30.調査予定連番,31.請求通数,32.請求通数,33.財産連番,34.郡市区,35.関係者連番

10. 財産情報

1.データ連携番号,2.リンク番号,3.休日時コード,4.住所コード,5.住所相違,6.保護預り契約内容,7.保護預り契約有無,8.備考,9.債務者住所,10.債務者名,11.債務者郵便番号,12.債権額,13.公売区分,14.処分財産連番,15.処分連番,16.函番号,17.原簿閲覧日,18.参考事項,19.収納連番,20.取引有無,21.取扱店名,22.口座内容コード,23.口座名義人,24.口座番号,25.契約日,26.定期振込日,27.定期振込額,28.履行期限コード,29.履行期限内容,30.差押見込コード,31.延滞金,32.当初貸付金額,33.所持者住所,34.所持者氏名,35.担保物件,36.期間指定1コード,37.期間指定2コード,38.更新ユーザID,39.更新日時,40.更新画面ID,41.更新端末名,42.最終取引日,43.権利者区分,44.権利者番号,45.毎月返済額,46.法定納期限等,47.満期日,48.現在残高,49.生命保険有無,50.登録番号,51.督促手数料,52.種別コード,53.種別内容,54.第三債務者住所,55.第三債務者住所コード,56.第三債務者名,57.第三債務者郵便番号,58.納期限,59.設定日,60.設置場所,61.詳細区分,62.詳細連番,63.調定額,64.調査日,65.調査財産連番,66.財産内容,67.財産種類コード,68.財産管理区分,69.財産連番,70.財産関連連番,71.貸付有無,72.貸付残高,73.貸金庫契約日,74.貸金庫契約有無,75.資料番号,76.車台番号,77.車名及び型式,78.返済予定日,79.送付先住所,80.送付先住所コード,81.送付先名,82.送付先郵便番号,83.配当見込区分,84.配当連番,85.電話番号,86.預金種別コード

11. 処分情報

1.カナ名称,2.リンク番号,3.事件番号,4.事件番号区分,5.事件番号年度,6.交付場所,7.交付時刻,8.交付期日,9.住所,10.住所コード,11.保管命令日,12.保管解除手続,13.備考,14.債権者番号,15.債権者財産連番,16.債権額,17.充当連番,18.入力区分,19.入金前残高,20.入金額,21.内数種類コード,22.内訳連番,23.処分リンク番号,24.処分状況コード,25.処分種別コード,26.処分種類コード,27.処分詳細コード,28.処分連番,29.処分金額,30.処理拠点コード,31.出張担当者コード,32.占有日,33.占有者住所,34.占有者住所コード,35.占有者名,36.占有者方書,37.占有者郵便番号,38.占有者関係,39.反対債権内容コード,40.反対債権金額,41.収納連番,42.取立種別コード,43.受付日,44.受付番号,45.受付番号区分,46.受入金額,47.合算区分,48.名称,49.名称カナ,50.執行予定日,51.執行日,52.執行機関番号,53.変更後時刻,54.変更後納期限,55.差押日,56.帳票備考,57.延滞金,58.延滞金区分,59.延滞金計算フラグ,60.延滞金計算日,61.引渡期限,62.搜索場所,63.搜索日,64.搜索終了時刻,65.搜索開始時刻,66.搬出日,67.文書番号,68.文書番号年,69.方書,70.更新ユーザID,71.更新日時,72.更新画面ID,73.更新端末名,74.本日残高,75.残余金,76.残余金交付,77.残余金計算値,78.決裁日,79.法務局番号,80.法定納期限等,81.消込区分,82.漢字名称,83.特定記録送付日,84.発行日,85.登録年月日,86.督促フラグ,87.督促区分,88.督促手数料,89.破産手続開始日,90.破産管財人番号,91.種目内容,92.立会人1住所,93.立会人1住所コード,94.立会人1名,95.立会人1方書,96.立会人1郵便番号,97.立会人1関係,98.立会人2住所,99.立会人2住所コード,100.立会人2名,101.立会人2方書,102.立会人2郵便番号,103.立会人2関係,104.納付額,105.納期限,106.納期限変更連番,107.累計収納額,108.累計延滞金,109.累計督促手数料,110.職氏名番号,111.複数フラグ,112.解除処分連番,113.解除区分,114.解除日,115.解除理由,116.解除理由内容,117.設定日,118.詳細連番,119.調定額,120.財産引渡手続,121.財産種類コード,122.財産表示コード,123.財産連番,124.起案日,125.郵便番号,126.配当連番,127.配当金額,128.配当順位,129.配当額

12. 執行停止情報

1.リンク番号,2.代表者名,3.住基登録区分,4.住所,5.住所コード,6.処理拠点コード,7.勤務先名,8.取消事由,9.名称,10.名称カナ,11.執行停止理由,12.執行停止要件コード,13.執行停止解除理由,14.執行停止連番,15.文書番号,16.文書番号年,17.方書,18.更新ユーザID,19.更新日時,20.更新画面ID,21.更新端末名,22.決裁日,23.法人登記有無,24.照会先自治体コード,25.生年月日,26.解除日,27.起案日,28.転出先住基有無,29.転出先住所,30.転出先方書,31.転出先除票日,32.転出先除票理由コード,33.郵便番号,34.除票日,35.除票理由コード,36.電話番号

13. 猶予情報

1.リンク番号,2.住所,3.保証人リンク番号,4.処理拠点コード,5.原因日,6.取消理由,7.受付日,8.受付番号,9.受理日,10.名称,11.名称カナ,12.手入力フラグ,13.担保提供コード,14.担保提供内容,15.担保種類コード,16.文書番号,17.文書番号年,18.文章番号年,19.方書,20.更新ユーザID,21.更新日時,22.更新画面ID,23.更新端末名,24.決裁日,25.法務局番号,26.猶予事由,27.猶予種類コード,28.猶予連番,29.申請日,30.終了日,31.解除理由,32.許可区分,33.財産連番,34.起案日,35.郵便番号,36.開始日,37.電話番号

14. 承継情報

1.リンク番号,2.住所,3.備考,4.処理拠点コード,5.前年所得額,6.名称,7.変更前納付義務承継額,8.承継リンク番号,9.承継内訳連番,10.承継種類コード,11.承継連番,12.承継額,13.指定納期限,14.文書番号,15.文書番号年,16.更新ユーザID,17.更新日時,18.更新画面ID,19.更新端末名,20.根拠規定,21.決裁日,22.滞納状況,23.理由,24.相続分子,25.相続分母,26.相続財産評価額,27.相続開始日,28.納付場所,29.納付責任額,30.続柄コード,31.職種,32.評価額,33.財産調査状況,34.責任限度,35.起案日,36.郵便番号

15. 軽自動車税賦課情報

1.ホスト通知書番号,2.リンク番号,3.廃車事由,4.廃車日,5.排気量,6.排気量単位区分,7.更新ユーザID,8.更新日時,9.更新画面ID,10.更新端末名,11.標識,12.標識番号,13.異動事由,14.異動日,15.登録事由,16.登録事由名称,17.登録日,18.相当年度,19.税額,20.種別コード,21.賦課年度,22.車両番号,23.車台番号,24.車名,25.車種区分,26.通知書番号

平成、22.早回書、23.早口書、24.早名、25.早性、26.通知書書

【公金受取口座情報ファイル】

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キ-1、39.収納キ-2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キ-、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キ-、104.漢字業務固有キ-、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日、129.口座登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税情報ファイル、市税滞納管理ファイル、公金受取口座情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜軽自動車税システムにおける措置＞ ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手は、住民基本台帳システム及び共通宛名システムにて登録した情報のみをあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ＜滞納整理システムにおける措置＞ ・個人番号、基本5情報等の宛名情報の入手は、軽自動車税システムの登録情報のみをあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ＜届出、申請及び申告等における措置＞ ・申告者、申告書收受にかかる委託先、他自治体等から入手する情報は地方税法等に定められた内容であり、必要な情報以外を入手することはない。 ・入手した情報は、基本5情報等の確認にて個人を特定することで、対象外の情報が含まれないか精査している。 ・当該精査の結果、対象者以外の情報が含まれていた場合は速やかに対象となる本来の課税自治体へ回送する。 ＜審査システム(eLTAX)、通知IFS(eLTAX)における措置＞ ・eLTAXからの入手分について、地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。 ・eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 ・また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・通知IFSと地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置> ・情報連携に必要な情報との紐付けは不可能としている。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めていない。 <事務で使用するその他のシステムにおける措置> ・軽自動車税課税に関する事務において、軽自動車税システムでは、当該事務に必要な情報のみを入手し保有するため、不必要な情報との紐づけが行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・2要素認証(生体認証とパスワード認証)を行っているため、権限のないものは利用できない。 ・認証後は、ユーザー毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードは定期的に変更している。	
その他の措置の内容	・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決裁し、システムに反映している。 ・端末操作資格者のアクセス可能機能の権限一覧表を作成している。 ・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録し、保存している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

10

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含む個人情報のすべてのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・委託業務の遂行上知り得た内容を他に漏らし、または他の目的に使用しないこと。契約が終了し、または解除された後においても同様とする。 ・委託業務以外のために仕様書、資料及び成果物に記録されたデータ等を使用しないこと。 ・本市の指示がある場合を除き、契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は本市の承諾なしに第三者に提供しないこと。 ・委託業務の実施上知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。 ・本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本市の承諾なしに複写又は複製しないこと。 ・委託業務が完了したときは、関連資料等を直ちに返還し、又は引き渡すこと。 ・契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、指示に従うこと。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は認めていない。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を適用している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 <庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置> ・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを確認し、承認を得ればデータ利用ができる。 <審査システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人、審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 <通知IFS(eLTAX)における措置> 納税者がeLTAX(通知ポータル)から申請データを送信するためには、個人番号カード署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の申請データを受領した地方団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。			
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容		＜明石市における措置＞ ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・厳重に入館・入室管理されたデータセンターにサーバーを設置している。 ・システムのバックアップデータは媒体に格納し、遠隔地に保管している。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームは、ISMAPに登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でデータ保管していることの条件を満たしている。

・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

- ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

・ガバメントクラウドについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をい

う。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

- ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

- ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	<明石市における措置> ・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。 ・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に関しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反校の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <軽自動車税課税事務、市税滞納整理事務及び市税還付事務(以下「市税賦課徴収事務」)における措置> ・新たに配属された職員(非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の習得のため研修を実施するとともに、研修資料を保存する。 ・軽自動車税課税事務関係職員に対し、随時研修・指導を行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を図る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	明石市総務局税務室市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5014
②対応方法	必要に応じて関係部署に照会する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年7月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日					事務区分の見直しおよびシステム標準化に伴う評価の再実施(旧評価書番号3)
令和8年9月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して賦課徴収を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ①～⑨略	軽自動車税は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して賦課徴収を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ①～⑨略 ⑩ 納税通知書等の電子通知希望申請	事前	法改正および制度改正に伴う修正
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	統合宛名システム(宛名システムと同義)	団体内統合宛名システム(宛名システムと同義)	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	② 本人確認情報検索 統合端末において入力された5情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。	② 本人確認情報検索 統合端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。	事後	項目追加
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。	② データ連携機能 ア 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 イ 標準準拠システムに移行した各事務システムとのデータ連携について、ガバメントクラウド上で連携データを格納する機能。	事後	項目追加
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	新規	①システムの名称 通知IFS(eLTAX) ②システムの機能 ① 通知IFSへのログイン ② 税目利用設定・アカウント権限設定 ③ 電子通知希望申請/取消申請受付 ④ 電子通知希望申請/取消申請情報取得 ⑤ 電子通知作成不可事由登録/取消申請確認結果登録 ⑥ 電子通知データ管理 ⑦ 電子通知データ送信 ⑧ 電子化対象帳票PDF化 ⑨ 電子通知対象者現況確認情報管理 ⑩ アップロード済通知データ情報出力 ⑪ リマインド通知 ⑫ 操作ログ管理 ⑬ メッセージ管理 ⑭ 処理結果管理 ③他のシステムとの接続 [○]その他(通知ポータル(eLTAX))	事前	制度改正およびシステム変更に伴う修正
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11	新規	①システムの名称 地方税外部連携システム(eLTAX) ②システムの機能 地方団体とLGWAN接続にて、電子的に照会・回答および回送する機能	事前	システム変更に伴う修正
令和8年9月4日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第34号)第4条 別表の項番8	事後	独自利用事務の追加に伴う修正
令和8年9月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番48	事後	軽微な修正 (表記の統一)

令和8年9月4日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①総務局税務室(市民税課、税制課、納税課) ②総務局総務管理室情報管理課 ①課長 ②課長	総務局税務室(市民税課、税制課、納税課) 課長	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 軽自動車税情報ファイル 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	② 軽自動車税の賦課事務 ・賦課期日における車両情報より軽自動車税種別割を賦課決定し、納税通知書および納付書を発行する。 (略) ③～⑤略	② 軽自動車税の賦課事務 ・賦課期日における車両情報より軽自動車税を賦課決定し、納税通知書および納付書を発行する。 (略) ③～⑤略 ⑥ 他市課税から当市課税となる車両について、各自治体へ通知する	事後	法改正に伴う修正
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 軽自動車税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項4	兵庫県市長会軽自動車税(種別割)申告事務委託業務 ①委託内容 軽自動車税(種別割)申告書の受理・審査および各自治体への回送	兵庫県市長会軽自動車税申告事務委託業務 ①委託内容 軽自動車税申告書の受理・審査および各自治体への回送	事後	法改正に伴う修正
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 軽自動車税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 生活福祉課 ①法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番23、項番95 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条	・番号法第9条第1項及び別表の項番23、項番95 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁、総務省令第8号)表(1項)	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 軽自動車税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 生活福祉課 ②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付、配偶者支援金の支給に関する事務	・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付、配偶者支援金の支給に関する事務	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 軽自動車税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 納税課 ①法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条	・番号法第9条第1項及び別表の項番24 ・番号法第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (表記の統一)
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 軽自動車税情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜軽自動車税システムにおける措置＞ 略 ＜団体内統合宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。(個人住民税システム及び共通宛名システムのみ) ＜紙、電子記録媒体における措置＞ 略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	＜軽自動車税システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ 略 ＜団体内統合宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ＜紙、電子記録媒体における措置＞ 略 ＜審査システム(eLTAX)、通知IFS(eLTAX)における措置＞ ・サーバーは地方税共同機構内のデータセンターに設置しており、本市においては当該サーバーへのアクセス権限を有する端末のみ使用している。	事前	制度改正およびシステム変更に伴う修正

令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 市税滞納管理ファイル 6 特定個人情報の保管・消去保管場所	<滞納整理システムにおける措置> 略 <共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。(共通宛名システムのみ) <紙、電子記録媒体における措置> 略 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	<滞納整理システム、共通宛名システムにおける措置> 略 <共通基盤システムにおける措置> ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 <紙、電子記録媒体における措置> 略	事後	制度改正およびシステム変更に伴う修正
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 公金受取口座情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部	富士通Japan株式会社 関西支社(兵庫)	事後	軽微な修正 (社名変更)
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 公金受取口座情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託	③再委託の有無 再委託する ④再委託の承諾方法 ・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。 ⑤再委託事項 団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	③再委託の有無 再委託しない	事後	業務体制の見直し
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 公金受取口座情報ファイル 6 特定個人情報の保管・消去保管場所	<軽自動車税システム(公金受取口座情報を管理するシステムとして同義。)>における措置> 略 <団体内統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。 <紙、電子記録媒体における措置> 略 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	<軽自動車税システム(公金受取口座情報を管理するシステムとして同義。)>、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> 略 <団体内統合宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 <紙、電子記録媒体における措置> 略	事前	制度改正およびシステム変更に伴う修正
令和8年9月4日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 軽自動車税情報ファイル 1. 車両情報	追加	120 電子通知希望有無	事前	制度改正およびシステム変更に伴う修正

令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	追加	<審査システム(eLTAX)、通知IFS(eLTAX)における措置> ・eLTAXからの入手分について、地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。 eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 通知IFSと地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	制度改正およびシステム変更に伴う修正
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルール内容及びルール遵守の確認方法	追加	<審査システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人、審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 <通知IFS(eLTAX)における措置> 納税者がeLTAX(通知ポータル)から申請データを送信するためには、個人番号カード署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の申請データを受領した地方団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	制度改正およびシステム変更に伴う修正
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> 略	<団体内統合宛名システムにおける措置> 略	事後	軽微な修正